古物営業法第３条に基づく古物商の許可に係る審査基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
審　　査　　基　　準 令和２年１月１０日作成	審　　査　　基　　準 令和●年●月●日作成
法　　令　　名：古物営業法	法　　令　　名：古物営業法
根　拠　条　項：第３条第１項	根　拠　条　項：第３条
処　分　の　概　要：古物商の許可	処　分　の　概　要：古物商の許可
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法　令　の　定　め： 古物営業法第４条（許可の基準）、第５条第１項（許可の手続） 古物営業法施行規則第１条の３（許可の申請）、第２条（古物の区分）	法　令　の　定　め： 古物営業法第４条（許可の基準）、第５条第１項（許可の手続） 古物営業法施行規則第１条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第１条の２（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）、第１条の３（許可の申請）、第２条（古物の区分）
審　査　基　準： 古物営業法第４条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。	審　査　基　準： 古物営業法第４条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間　：４０日	標準処理期間　：４０日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課(092)641-4141　内3187	問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課（092）641-4141　内3187
備　　考：	備　　考：